

資料1

京 都 府 報 告 資 料

平成24年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

平成25年7月9日
京都府健康福祉部
家庭支援課
(075-414-4592)

平成24年度の本府の家庭支援総合センター等（児童相談所（3箇所））における児童虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況については、下記のとおりでしたので、お知らせします。

記

1 相談状況

(1) 相談受案件数（※平成24年度中に児童相談所が相談を受け付けた件数）

- 新規の相談受案件数：732件（前年度より113件増 前年度比118.3%）
※各児相において件数が増加。特に北部家庭支援センターにおいては73件増加

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
府内3児相の合計 (前年度比%)	485 (127.3)	370 (76.3)	422 (114.1)	528 (125.1)	619 (117.2)	732 (118.3)

<主な増加要因>

- ▶近隣知人からの通告が188件（前年度比118.2%）と増加
- ▶家族からの通告が71件（前年度比169.0%）と増加
 - ⇒相談機関の周知や虐待の啓発による社会的関心の高まりによるもの

○ 主な虐待者：実母及び実父による虐待が特に増加

- ▶実母 23年度：388件→24年度：461件（18.8%増）
- ▶実父 23年度：156件→24年度：200件（28.2%増）

○ 虐待の種類

- ① 身体的虐待 211件（構成比：28.8%）
- ② 心理的虐待 285件（構成比：38.9%）
- ③ 養育保護の怠慢・拒否 217件（構成比：29.6%）

※以上の3種類で約97%を占めている。

※心理的虐待の割合が高いのは近隣知人からの泣き声通告や警察からのDVに係る通告が多いため。

(2) 相談対応件数（平成24年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

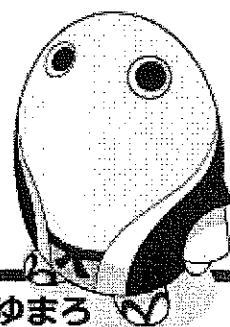
平成24年度：686件（前年度より118件増 前年度比120.8%）

※相談対応件数は援助方針を決定した件数をいい、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

2 被措置児童等虐待の通告件数（京都市を除く）

- ◆ 0件（23年度 0件）

※ 児童虐待相談受案件数の年次推移等は裏面のとおり



京都府児童相談所における児童虐待相談受案件数

1 受案件数の年次推移

(24数値は速報値)

年度	19	20	21	22	23	24
児相名						
家庭支援総合センター	164	104	90	140	148	175
南部家庭支援センター (宇治児相)	170	157	208	219	308	321
北部家庭支援センター (福知山児相)	151	109	124	169	163	236
計	485	370	422	528	619	732

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	合計
22	36	13	97	7	103	2	1	34	7	133	18	77	528
23	42	8	159	4	105	2	8	24	8	146	18	95	619
24	71	15	188	8	105	1	1	33	11	151	27	121	732
構成率(%)	9.7	2.0	25.7	1.1	14.3	0.1	0.1	4.5	1.5	20.6	3.7	16.5	100.0

3 主たる虐待者

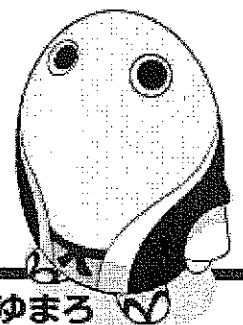
年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
22	165	38	307	2	16	528
23	156	46	388	7	22	619
24	200	53	461	7	11	732
構成率(%)	27.3	7.2	63.0	1.0	1.5	100.0

4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	養育保護の怠慢・拒否	心理的虐待	合計
22	182	6	168	172	528
23	205	5	198	211	619
24	211	19	217	285	732
構成率(%)	28.8	2.6	29.6	38.9	100.0

5 年齢別虐待内容別分類

24年度	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	28	56	67	46	14	211
性的虐待	1	2	8	4	4	19
養育保護の怠慢・拒否	42	49	80	29	17	217
心理的虐待	60	72	100	33	20	285
計	131	179	255	112	55	732



児童相談所での児童虐待相談対応件数

1. 児童相談所での児童虐待相談対応件数

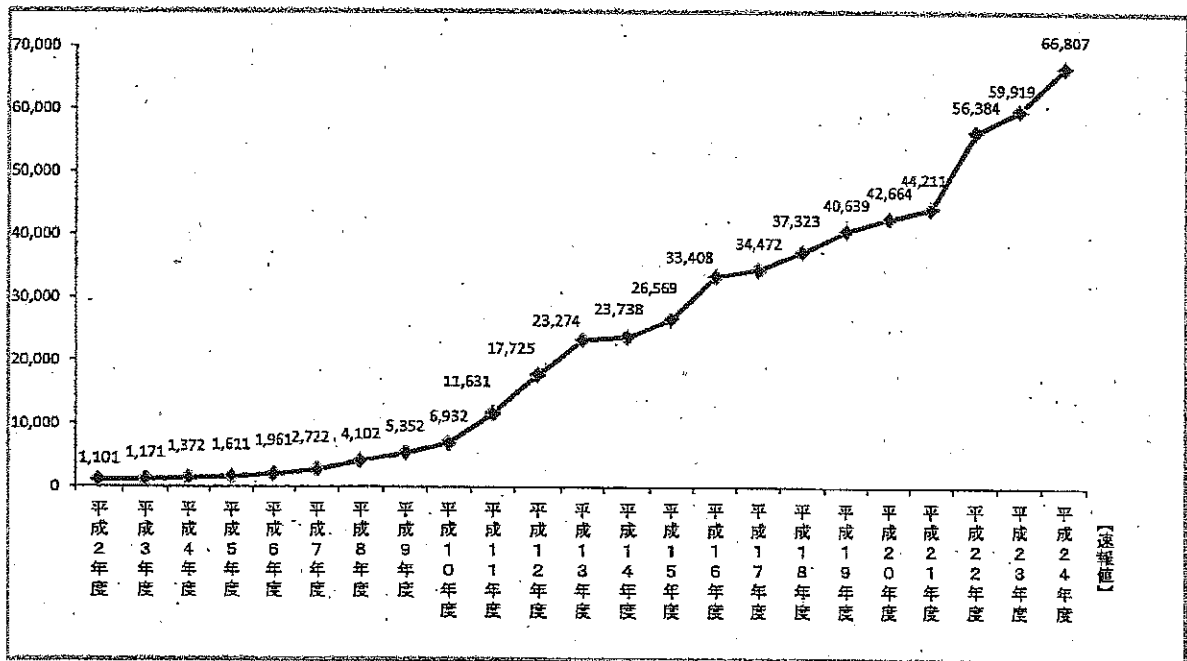
平成24年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数
66,807件(速報値)

【参考1】 児童虐待相談対応件数の推移

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (速報値)
件数	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	¹⁾ 56,384	59,919	66,807
対前年度比	111.9%	125.7%	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%	²⁾ -	²⁾ -	111.5%

注:1) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

2) 平成22年度、平成23年度の対前年比は、参考2に掲載。



【参考2】平成22年度、平成23年度の対前年比について

平成22年度の件数は、福島県を除く集計のため、平成21年度、平成23年度の件数から福島県を除く数値と比較した結果を参考として掲載いたします。

年度	平成21年度 (福島県を除く)	平成22年度	対平成21年度比	
			増減数	増減率
件数	44,011	56,384	12,373	128.1%

年度	平成22年度	平成23年度 (福島県を除く)	対平成22年度比	
			増減数	増減率
件数	56,384	59,660	3,276	105.8%

本府における児童虐待施策の主な取組

【平成19年度】

- ▶ 児童相談所における体制強化
児童福祉司等専門職員及び虐待対応協力員の増員 ※体制は継続的に強化
- ▶ 「虐待対応専任職員」の配置
府内7箇所の保健所に児童相談所兼務職員として配置し、児相と連携して市町村（要保護児童対策地域協議会）の立ち上げを支援
- ▶ 「児童相談所業務外部評価委員会」の設置
外部有識者により児童相談所業務及び市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携状況に対する評価を実施 ※48時間ルールの徹底や直接、目視による安全確認を実施

【平成20年度】

- ▶ 「児童相談システム」の導入
ITシステムを導入して児童相談所における情報の共有化やケースの進行管理等に活用
- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置
市町村における関係機関のネットワークの整備により連携した対応を推進

【平成22年度】

- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「家庭支援サポートチーム」の創設
児童虐待等の困難事案に対し助言を行うため、様々な分野の専門家で構成するチームを編成
- ▶ 「被虐待児等入院サポート事業」の開始
虐待等により医療機関での入院治療を伴う乳幼児への付添等を実施
- ▶ 「医療機関用子どもの虐待対応マニュアル」の作成
医療機関向けマニュアルにより児童虐待の発見と通報等のポイントを解説

【平成23年度】

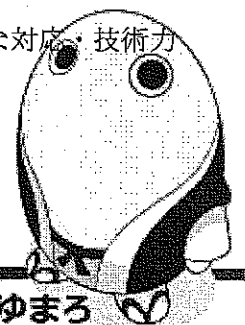
- ▶ 「一時保護児童学習サポート事業」の開始
児童相談所への一時保護により通学できない児童に対し、学習指導の充実を実施
- ▶ 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）ガイドライン」を作成
訪問時のポイント等を明記し、全市町村に配布

【平成24年度】

- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携方策」の実施
医療機関の妊娠・出産期からの養育支援情報を市町村につなぎ、早期に地域で支援が可能となる仕組みを運用開始（現在の府南部地域から府域全域に拡大へ）
- ▶ 「市町村児童虐待見守り対応マニュアル」を作成
市町村において見守りへの関係機関の情報共有と役割分担の明確化を規定
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始
市町村（要保護児童対策地域協議会）の困難ケース等への助言等を行うため、学識経験者等の派遣を実施（7月～）

【平成25年度（予定）】

- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設（4月1日）
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「寄り添い型家庭支援事業」の開始
家庭支援総合センターに「児童虐待・DV被害者支援チーム」を設置し、児童福祉施設退所児童への支援、虐待する（虞のある）保護者への指導・教育、DV被害者や同伴児童への支援を実施
- ▶ 「市町村職員の家庭問題対応力向上研修」の開始
市町村（要対協）職員の保護者対応技術力の養成等、児童虐待に関する専門的な対応・技術力の強化を図る



児童虐待防止への主な取組について

京都府山城北保健所

1 24年度の事業実績

- ① 府民むけ啓発事業としてJR宇治駅壁面に広告(縦6m×横1.5m)を掲示
京都芸術高等学校2年生に壁面広告のデザインを依頼し、JR宇治駅壁面に11月1日から12月28日まで掲示。
同校生徒デザインのクリアファイルも4千部作成し、管内市町に啓発資材として配布。11月1日には、芸術高校の学生と保健所職員でJR宇治駅前にて街頭啓発を実施
- ② 医療機関や市町村との連携強化
 - 児童虐待未然防止に関する医療機関との連携について
府内全市町村と28医療機関が参加。
 - 従事者研修会の開催
平成25年2月16日(土)キララホール
「こどもの性的被害とその周辺」 約130名参加
 - 医療機関向けマニュアルの改定と医療機関への配布
- ③母子保健の従来業務(保護者対象)
発達支援クリニック、発達クリニック、すくすく相談の実施。
→発達に課題があるお子さんの子育てをサポートすることで虐待を未然に防止

2 25年度の事業計画

- ① 児童相談所と共催の医療従事者むけ研修(医療従事者対象)
- ② 市町村保健師等対象の発達障害児支援・虐待未然防止等従事者研修会
支援者向け研修として4回連続講座を計画。
- ③ 出前講座の取り組み(若者対象)
保健所では従来から教育機関等へ出向き、「エイズ・性感染症」「食育」等のテーマについて出前講座を実施してきた。今年度は児童虐待未然防止の一環(望まない妊娠等の防止)として、「ハッピーな大人になろう」をテーマに思春期の自己肯定感の持ち方や性の健康、将来設計についてなどについて思春期保健相談士を派遣する取り組みを開始している。
- ④母子保健の従来業務(保護者対象)
発達支援クリニック、発達クリニック、すくすく相談の実施。

5 山北保福第 6 4 2 号
平成 2 5 年 8 月 1 6 日

児童相談担当課長 様
教育委員会学校教育課長 様
山城教育局長 様
管内私立中・高等学校長 様
管内短大・大学長 様

京都府山城北保健所長
(公 印 省 略)

「児童虐待防止に係る出前講座」のご案内

この度、当所では地域をつなぐ児童虐待防止推進事業の一環として、教育機関等を対象とした出前講座を別紙のとおり実施することとしました。

つきましては、関係機関職員の皆様にご周知いただきますとともに、実施にあたって希望校のご紹介等、宜しくお願いいたします。

担 当	京都府山城北保健所 福祉室 児童・障害担当 平田
電 話	0 7 7 4 - 2 1 - 2 1 9 3
F A X	0 7 7 4 - 2 4 - 6 2 1 5
メー ル	a-hirata81@pref.kyoto.lg.jp

「児童虐待防止に係る出前講座」実施要領

1 目的

児童虐待の死亡事例の検証結果では「若年妊娠」「望まない妊娠」が2割を占めており、育児不安や養育能力の低さから児童が死亡する事例が数多く報告されている。そのため、若年層に焦点を絞り、児童生徒が出産や子育てについての具体的なイメージや自身の生と性について考える講座及びワークショップを開催し、出産や子育ての知識の普及を図るとともに、自分自身の生と性の尊さに気づいてもらうことを目的とする。

2 期間

平成26年3月31日まで ※次年度以降の実施は要相談

3 場所

各機関に出講

4 対象者

管内の中学校・高等学校、短期大学、大学等の児童生徒もしくは教職員等関係職員

5 内容

「ハッピーな大人になろう」

思春期のセクシャルヘルス、出産・子育てについて等の内容を学校と事前協議した上で開催

6 講師

思春期保健相談士 あかたちかこ氏

(関西学院大学非常勤講師、大阪市立阿武山学園※性教育担当) ※児童自立支援施設各地の中学校、高等学校、大学等での講演を100ヶ所以上実施されています。

7 申し込み

出前講座を希望する機関から山城北保健所 福祉室 平田(0774-21-2193)まで連絡していただき日程調整。なるべく早めにご連絡ください。(申込は12月末まで)

8 費用

無料。ただし、予算額に達し次第終了。

9 主催

京都府山城北保健所

京都府児童虐待見守り支援リーフレット

～見守りにあたってのお願い～

1. 地域での見守り支援について

児童虐待の相談・通告のあったケースのうち、約9割は地域において見守り支援を行いながら保護者と共に生活しています。

要保護児童対策地域協議会に対象ケースとして登録したものの、関係機関の役割分担が不明確で、どの機関も主体的に対応せず他の機関任せになることにより、地域での見守り支援が十分に行われず、虐待の再発に気づくのが遅れ虐待行為が激しくなる危険性があります。

地域での見守り支援を行うケースについては、個別ケース検討会議などにより各機関の役割と対応について明確にすることが大切です。

そのうえで、保護者と子どもの様子など日常的な関わりを持つ機関に見守りを依頼させていただきます。

見守り支援に当たっては、児童相談所や市町村（要対協）と連絡をとりながら、日常生活を見守っていただくようお願いします。

2. 要対協で必ず決めておくこと

(1) 地域での見守り支援を確実にを行うために各機関における役割と対応を明確に決めておきます。

- ⇒ 「子どもの所属する機関での見守り」と「家族が生活する地域での見守り」とでそれぞれの役割を明確化し、できるだけ複数の機関で見守りをします。
- ⇒ 虐待リスクに応じた具体的な見守り方法を示して、的確な見守りが行えるように依頼をします。

(2) 「見守り」を依頼する側とされる側の間で、認識違いを防ぐため、依頼内容は文書（「見守り支援カード」の活用）で確認をし合うようにします。

- ⇒ これまでの虐待内容や親子関係などから想定される虐待行為はなにか？
- ⇒ どのような状況が見られたら連絡をするのかを具体的に明示！
- ⇒ 緊急時や休日・夜間の連絡窓口（担当者・電話番号等）の明示！

(3) 虐待に気づいた時は、次の内容を連絡してください。

- ① 子どもの氏名・性別・年齢・所属（学校名等）など
 - ② 保護者の氏名・住所
 - ③ 虐待の状況（いつ・どこで・誰から・どのように）
 - ④ ケガ・あざ等の状況（部位・程度・頻度など）
 - ⑤ きょうだいに関する状況
- ※ あざや体重の減少など、「虐待かな?」と考えられる場合には可能な限り、写真や絵、会話などを記録として残しておいてください。

休日・夜間及び学校の長期休暇における連絡体制の徹底

- ⇒ 要対協において、休日・夜間における見守り体制と連絡先をきめておきます。
- ⇒ 特に、夏休みなどの長期休暇中や施設退所後などは、親子関係に変化が生じ、家庭という密室の中での虐待のリスクが高くなるので、専門機関を含めて家族を観察する体制（家庭訪問・来所指導など）を整えてください。

3. 気にかかる変化が見られたら関係者協議

- ⇒ 地域で見守り支援を行い子どもや保護者の様子を観察する中で、気にかかる変化（虐待の再発や虐待行為が激しくなっているなど、）がある場合には、機関の長を中心に会議等を開催し、情報交換を行った上で、市町村、もしくは児童相談所に協議してください。
- ⇒ なお、子どもの生命に危険が感じられるような一刻を争う場合には、警察へ通報をしてください。

- ⇒ 子どもの安全を最優先に考えます。
- ⇒ 虐待かどうかの判断は児童相談所等専門機関が行いますので、「おかしいかな」と感じたら、早めに関係者協議をしてください。

4. 関係機関による「見守り」の着眼点、具体的手法

子どもが所属する機関（幼稚園・保育所・小学校・中学校等）での見守りを依頼するとともに、家族が生活する地域（民生児童委員等）での見守りを依頼するなど、複数の機関で変化に気づくことが重要となります。

子どもの所属する機関での見守り

◇幼稚園・保育所

- ・心身の状況や発達の様子について日常的に観察し確認を行います。
- ・登園から降園までの本児（乳幼児）や保護者の様子、身体測定、個別面接、家庭訪問を行い、本児と保護者との様子（関係性）を観察します。
- ・不自然な欠席がないかを確認します。
- ・給食や昼食時に異常な様子がないかを観察します。

◇小学校・中学校等

- ・心身の状況に変化がないかを日常的に観察し確認を行います。
- ・登下校時や授業態度の様子、身体測定、個別面接、家庭訪問を行い、子どもと保護者との様子（関係性）を観察します。
- ・不自然な欠席がないかを確認します。
- ・給食や昼食時に異常な様子がないかを観察します。

家族が生活する地域での見守り

◇民生児童委員

- ・子育て支援の立場で、家庭の生活状況について観察し確認を行います。
- ・家庭訪問の他、地域や学校行事で児童や保護者等家族の様子を確認します。
※相談関係が成立するまでは家庭訪問等には慎重な対応が必要となります。

◇その他の機関

- ・子育て支援機関や医療機関等、利用時の状況について変化がないか観察をします。
- ・生活保護ケースワーカー、保健師、放課後児童クラブ（学童保育）など行政関係機関に、家庭訪問時における見守りを依頼します。
※利用の中断等があった場合、連絡が取れ理由も確認できるような関係づくりが必要です。

5. 児童相談所の連絡先

家庭支援総合センター

電話：075-531-9900

住所：〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1

所管区域：亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・大山崎町・京丹波町

南部家庭支援センター（宇治児童相談所）

電話：0774-44-3340

住所：〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1

所管区域：宇治市・城陽市・久御山町

南部家庭支援センター（宇治児童相談所）京田辺支所

電話：0774-68-5520

住所：〒610-0332 京田辺市興戸小七詰18番地1

所管区域：八幡市・京田辺市・木津川市・井手町・宇治田原町
精華町・笠置町・和束町・南山城村

北部家庭支援センター（福知山児童相談所）

電話：0773-22-3623

住所：〒620-0881 福知山市字堀小字内田1939-1

所管区域：福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町

児童相談所全国共通ダイヤル

電話：0570-064-000

お住まいの地域の児童相談所に繋がります。

※一部地域では使えないことがあります。

※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

「見守り支援カード」活用の留意事項

- ☆ 「見守り支援カード」は、紛失しないように慎重に取り扱ってください。
- ☆ 見守り支援の内容については、関係者以外には絶対に話さないようにしてください。
- ☆ 「見守り支援の終結」や「見守りをしていただく人」の交代などがあった場合には、「見守り支援カード」を市町村の担当課・係に返却してください。
- ☆ 見守り支援の内容等に変更が生じた場合には、市町村の担当課・係が「継続」として新たに「見守り支援カード」を交付しますので、これまでのカードと合わせて、慎重に取り扱ってください。

